

# 広陵町男女共同参画行動計画

(検討原案)

平成 29 年 10 月

広陵町



# 目 次

---

## 第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨 .....	2
2. 計画の位置付け .....	3
3. 計画の基本理念・目標と施策の方向性 .....	4
4. 計画の期間 .....	5

## 第2章 広陵町の現状

1. 計画策定の背景 .....	7
2. 統計データからみた広陵町の現状 .....	14
(1) 少子高齢化の状況 .....	14
(2) 家族・ライフスタイルの状況 .....	14
(3) 就労の状況 .....	14
(4) 政策・方針決定過程における男女共同参画の状況 .....	14
3. アンケート調査結果からみた広陵町の現状 .....	15

## 第3章 施策の展開（未整備）

## 資料（未整備）

# 第1章 計画の基本的な考え方

---

## 1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは人々が自身の性別に関係なく、すべての人の人権を尊重し、性別に関係なく対等な立場で、社会のあらゆる分野とともに参画し、責任を分かち合い、個人の能力や個性を十分に発揮することができる社会のことです。そしてこの男女共同参画社会の実現は社会に生きるすべての人にとって生きやすい社会の実現であり、21世紀のわが国の最重要課題と位置付けられています。

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」は上記の考え方にとり、社会のあらゆる場に男女共同参画の意識を根付かせる取組を推進しています。また、平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」は、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が社会生活で活躍できる社会の実現に向けた取組を推進する枠組みが作られました。

しかし、日本においては長い歴史の中で作られた「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった性別によって役割を分担する「固定的性別役割分担意識」が根強く、現状では男性の生き方は長時間労働を中心とした仕事中心となりやすく、女性の生き方は家事や子育てなど家庭生活が中心となりやすくなっています。このことから、男性においては家庭生活や地域生活への参画が進んでいないこと、また、女性においては政治や経済の場における活躍（経営や指導的役割）が低調であることが課題となっています。また、少子高齢化や国際化・高度情報化の進展、家庭形態やライフスタイル、価値観の多様化など、あらゆる人々を取り巻く社会環境や生活環境は確実に変化してきており、複雑で多くの課題が残されています。

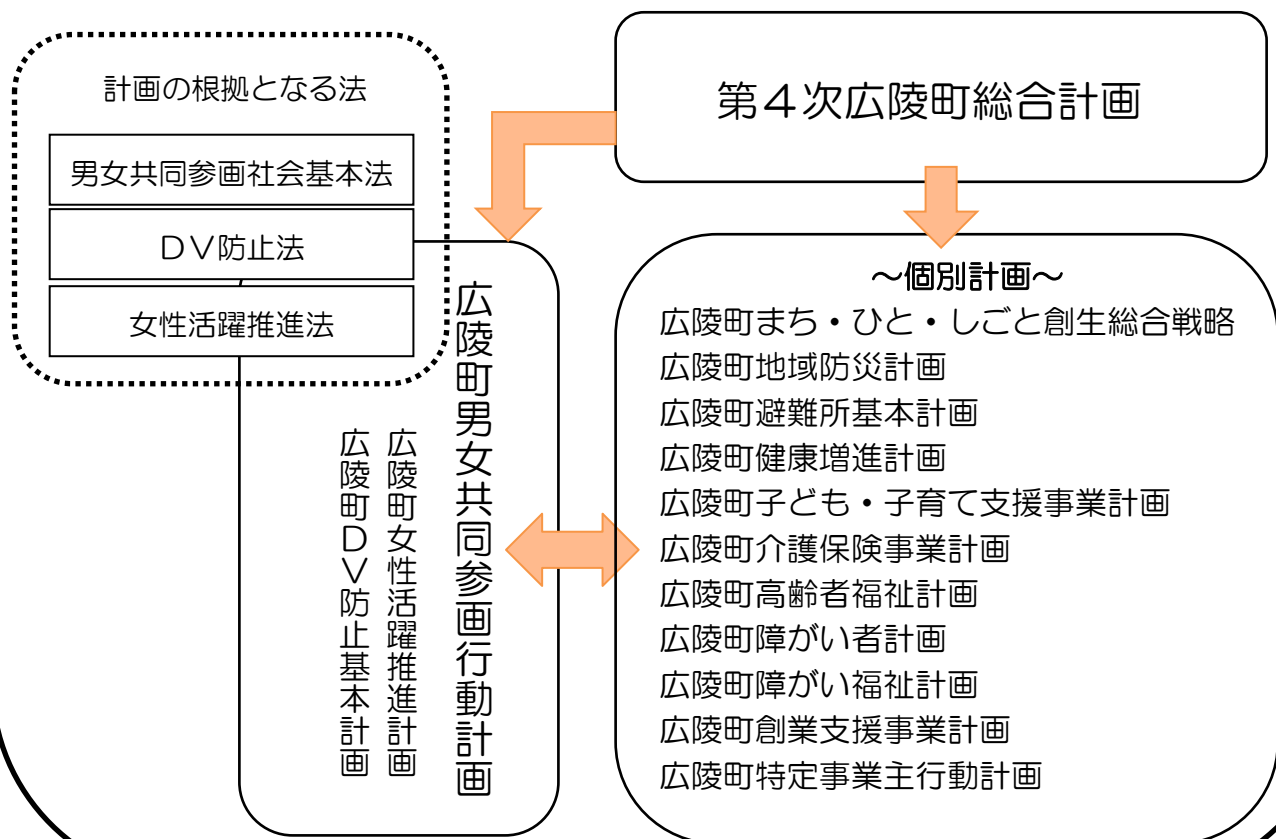
このような社会情勢の変化や現状を踏まえ、男女が社会の対等な構成員としてそれぞれの個性や能力を発揮し、社会の様々な場面で活躍することができる男女共同参画社会を実現するための総合的な行動計画として「広陵町男女共同参画行動計画」を策定します。

## 2. 計画の位置付け

- 本計画は憲法や女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本計画の基本理念にのっとり、国や県の「第4次男女共同参画基本計画」「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）」の考え方のもと、本町における男女共同参画社会の実現に向け、総合的に施策を進めるためのものです。
- 本計画は平成13年（2001年）に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づき、本町における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を含めた計画とします。
- 本計画は平成27年（2015年）に制定された「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条で努力義務とされている地域における女性の職業生活における活躍を進めるための行政としての推進計画を含めた計画とします。

### 根拠となる法律と各計画の位置付け

上記に規定する計画に加え、本町の最上位計画である第4次広陵町総合計画及び本町の各個別計画との整合性を図り、関連する計画を男女共同参画の視点で横断的にとらえる役割を果たします。



### 3. 計画の基本理念・目標と施策の方向性

すべての人々が輝き、いきいきと暮らせるような男女共同参画社会の実現を目指し、計画の基本理念を次のように定めます。

## 基本理念

誰もが多様な選択肢から自らが自らの道を選択でき、活躍できる社会

この理念の実現に向けて、以下3つの基本目標と体系を設定し取り組んでいきます。

基本目標	基本方針	基本施策
1. あらゆる分野における男女の活躍	1. 男女の活躍推進と働き方改革	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 男女がともに能力を発揮できる社会づくり</li> <li>2. ワーク・ライフ・バランスの取組支援</li> <li>3. 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の促進</li> <li>4. 女性の就労支援・起業支援</li> </ol>
	2. 政策・方針決定過程への女性の参画推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政、地域、団体などにおける意思決定の場への女性の参画拡大</li> <li>2. 女性リーダーの発掘・育成</li> </ol>
2. 男女の人権が尊重される、安心安全な暮らしの実現	1. 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 男女共同参画社会の視点に立った意識の確立と環境整備</li> <li>2. 性に対する理解と心身の健康保持</li> <li>3. 貧困、高齢、障がいなどにより困難を抱えた人々への支援</li> </ol>
	2. 男女間の暴力根絶の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 男女間の暴力を許さない意識醸成及び相談・被害者支援体制の充実</li> <li>2. 女性や子どもに対する暴力の予防</li> <li>3. セクシュアルハラスメントなどの予防</li> </ol>
3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	1. 教育・啓発を通じて男女共同参画についての理解の促進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 男女平等など意識を高める社会制度と慣行の見直し</li> <li>2. 男女共同参画に関する啓発の充実</li> <li>3. 幼稚園・保育園・学校における男女共同参画教育の充実</li> </ol>
	2. 男女共同参画の視点に立った推進体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災・災害時支援体制の確立</li> <li>2. 庁内推進体制の充実・強化</li> </ol>

## 4. 計画の期間

○本計画は性別に捉われることなく、男女がその個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現するために、プランの基本的な視点を踏まえた事業の促進や啓発活動の推進を展開し、従来の性別役割分担の仕組みや意識の中で生じた社会制度・慣行を見直し、男女の意識改革に向けて様々な分野から事業展開に関わるアプローチを仕掛けることで、広陵町の現状と課題を明確にしながら男女共同参画社会の実現に向けた方向性を示すものとしてします。

計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）の10年間とします。ただし、今後の男女共同参画に関する国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進をはかるため、5年を目途に見直しを行うこととします。

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度	平成 39年度
本計画	前期計画5年					後期期間5年				



計画の見直し

## 第2章 広陵町の現状

---

世界では、1948年の「世界人権宣言」以降、個人の人権を尊重する取組が行われ、とりわけ女性の地位向上について、現在まで様々な宣言、計画が策定されました。国でも世界の流れを受け、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「次世代育成支援対策推進法」等男女の地位平等に向け取組を進めているところです。奈良県では、世界・国の流れを受け、法律や計画に基づいた条例や計画を策定しています。広陵町でもこれらの社会の動きを踏まえた上で、男女共同参画の視点を踏まえた計画を策定する必要があります。「1. 計画策定の背景」では、第二次世界大戦後、国際連合が成立した昭和20年(1945年)から現在までの女性の地位向上に関する世界・国・奈良県の動きが記載されています。

また、「2. 統計データからみた広陵町の現状」では、国勢調査や就業基本統計調査の結果から見た広陵町の特性や課題について分析し、加えて、「3. アンケート調査結果からみた広陵町の現状」では、平成29年8月に本町で実施した男女共同参画に関するアンケートの集計及び分析を掲載しています。……(分析が来てから考える)



## 1. 計画策定の背景

	世界の動き	国の動き	奈良県の動き
昭和 20 年 (1945 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際連合成立 (国連憲章採択)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衆議院議員選挙法改正 (婦人参政権実現)</li> </ul>	
昭和 21 年 (1946 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連に「婦人の地位委員会」 発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本国憲法公布</li> </ul>	
昭和 22 年 (1947 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「労働基準法」公布・施行</li> <li>民法改正・施行 (家制度の廃)</li> </ul>	
昭和 23 年 (1948 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「世界人権宣言」採択 (国連総会)</li> </ul>		
昭和 42 年 (1967 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人に対する差別撤廃宣言」採択(国連総会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総理府に「婦人関係の諸問題に関する懇談会」設置</li> </ul>	
昭和 47 年 (1972 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1975 年を国際婦人年とすることを決定(国連総会)</li> </ul>		
昭和 50 年 (1975 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年(目標: 平等、発展、平和)</li> <li>国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択</li> <li>1976 年から 10 年間で「国連婦人の 10 年」と決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「総理府婦人問題担当室」発足</li> <li>「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置</li> <li>「教育等育児休業法(女子教員、看護婦、保母等対象)」公布</li> <li>「国際婦人年記念日本婦人問題会議」開催</li> </ul>	
昭和 51 年 (1976 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILO(国際労働機関)に婦人労働問題担当室を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法一部改正・施行(離婚後の氏の選択)</li> <li>「教育等育児休業法(女子教員、看護婦、保母等対象)」施行</li> </ul>	
昭和 52 年 (1977 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」を設置</li> </ul>
昭和 53 年 (1978 年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「奈良県婦人問題懇談会」を設置</li> </ul>

	世界の動き	国の動き	奈良県の動き
昭和54年 (1979年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択</li> <li>・「国連婦人の10年」エスカップ地域政府間準備会議開催（ニューデリー）</li> </ul>		
昭和55年 (1980年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）</li> <li>・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子差別撤廃条約」署名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人の地位と福祉の向上をめざして」婦人問題懇談会提言</li> </ul>
昭和56年 (1981年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ILO156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」採択（ILO総会）</li> <li>・「女子差別撤廃条約」発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「奈良県婦人会議」設置</li> <li>・婦人相談コーナー開設</li> <li>・「北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」開催（総理府と共催）</li> </ul>
昭和59年 (1984年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の10年」エスカップ地域政府間準備会議開催（東京）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国籍法」「戸籍法」一部改正（国籍の父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人問題啓発フェスティバル婦人問題啓発大会」開催</li> <li>・「国連婦人の10年」最終年記念「婦人のつどい」及び「婦人の活動展」開催</li> </ul>
昭和60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ）</li> <li>・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ戦略）」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>	
昭和61年 (1986年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「国籍法」法施行（国籍の父母両系主義確立）</li> <li>・「男女雇用機会均等法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県女性センター開設</li> <li>・「奈良県婦人行動計画」策定</li> </ul>
昭和62年 (1987年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦2000年にむけての新国内行動計画」策定</li> </ul>	
平成元年 (1989年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの権利条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領改訂（中学・高校家庭科の男女必修化）</li> </ul>	
平成2年 (1990年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>		

	世界の動き	国の動き	奈良県の動き
平成 3 年 (1991 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦 2000 年にむけての新国内行動計画」第 1 次改訂</li> <li>・「育児休業法」公布</li> </ul>	
平成 4 年 (1992 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」施行</li> <li>・婦人問題担当大臣設置</li> </ul>	
平成 5 年 (1993 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界人権会議」開催（ウィーン）</li> <li>・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校の家庭科男女共修開始</li> <li>・「パートタイム労働法」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「奈良県女性行動計画（修正版）」策定</li> <li>・「奈良県婦人会議」を「奈良県女性問題懇話会」に改称</li> </ul>
平成 6 年 (1994 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 回世界女性会議エスカップ地域政府間準備会議開催（ジャカルタ）「ジャカルタ宣言」採択</li> <li>・「国際人口・開発会議」開催（カイロ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校で家庭科の男女共修開始</li> <li>・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置</li> </ul>	
平成 7 年 (1995 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択</li> <li>・第 4 回世界女性会議開催（北京）-「北京宣言」「行動綱領」採択-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」公布・施行（介護休業に関する部分は 1999 年施行）</li> <li>・「ILO156 号条約」批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「奈良県男女共同参画推進本部」設置</li> </ul>
平成 8 年 (1996 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画 2000 年プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「データにみる奈良県女性の現状－奈良県女性行動計画 10 ヶ年のまとめ－」（奈良県女性白書）策定</li> </ul>
平成 9 年 (1997 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正（1999 年施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「なら女性プラン 21－奈良県女性行動計画（第二期）－」策定</li> </ul>
平成 11 年 (1999 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性に対する暴力撤廃国際日」設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」公布・施行</li> <li>・「食料・農業・農村基本法」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議」開催（総理府と共催）</li> </ul>

	世界の動き	国の動き	奈良県の動き
平成 12 年 (2000 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク）（「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアチブに関する文書」採択）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ストーカー規制法」公布・施行</li> <li>・「男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	
平成 13 年 (2001 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画会議」設置</li> <li>・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組</li> <li>・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定</li> <li>・第 1 回男女共同参画週間</li> <li>・「配偶者暴力防止法」公布・施行</li> <li>・「育児・介護休業法」一部改正・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「奈良県男女共同参画推進条例」公布・施行</li> <li>・「奈良県男女共同参画審議会」設置</li> <li>・「奈良県 1 日女性模擬議会」開催</li> <li>・「データでみるならの男女共同参画」作成</li> </ul>
平成 14 年 (2002 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県に配偶者暴力相談支援センター開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「なら男女共同参画プラン 21」（奈良県男女共同参画計画（なら女性プラン 21 改訂版））策定</li> <li>・「奈良県男女共同参画県民会議」設置</li> </ul>
平成 15 年 (2003 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「男女共同参画社会の将来像検討会」開催</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行</li> <li>・「少子化社会対策基本法」公布・施行</li> </ul>	
平成 16 年 (2004 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「配偶者暴力防止法」一部改正・施行</li> <li>・「配偶者暴力防止法」に基づく基本方針策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の就業環境に関する調査」（新長期ビジョン専門委託調査）実施</li> </ul>

	世界の動き	国の動き	奈良県の動き
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催(ニューヨーク国連本部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護休業法」改正・志向</li> <li>「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定</li> <li>「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県女性センター「チャレンジサイトなら」開設</li> </ul>
平成 18 年 (2006 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(東京)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>「男女雇用機会均等法」改正(2007 年施行)</li> <li>「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「なら男女 GENKI プラン」(奈良県男共同参画計画(第 2 次))策定</li> </ul>
平成 19 年 (2007 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ニューデリー)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標(「2020 年 30%」の目標)のフォローアップについての意見」男女共同参画会議決定</li> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会」設置</li> <li>「パートタイム労働法」改正(2008 年施行)</li> <li>「配偶者暴力防止法」改正(2008 年施行)</li> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	

	世界の動き	国の動き	奈良県の動き
平成 20 年 (2008 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画(第2次)フォローアップ結果についての意見」男女共同参画会議決定</li> <li>・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定</li> <li>・「労働基準法」改正</li> </ul>	
平成 21 年 (2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ソウル)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」の一部改正(2010年施行、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については一部の規定について2012年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の就業等意識調査」実施</li> <li>・「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定</li> </ul>
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク国連本部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「労働基準法」施行</li> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	
平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(シエムリアップ)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「なら男女 GENKI プラン」の後期5年目目標策定</li> <li>・「子育て女性就職相談窓口」設置(奈良労働会館内)</li> </ul>
平成 24 年 (2012 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』策定</li> </ul>	
平成 25 年 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(北京)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止法の一部改正</li> <li>・「ストーカー行為規制法」一部改正</li> <li>・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定</li> </ul>

	世界の動き	国の動き	奈良県の動き
平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行</li> <li>「日本再興戦略」改訂 2014 に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる</li> <li>「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定</li> <li>安倍内閣の「成長戦略」において「女性の活躍推進」が中核に据えられる</li> <li>「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）案」閣議決定</li> </ul>	
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生活困窮者自立支援法」施行</li> <li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」制定</li> <li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」閣議決定</li> </ul>	
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 60 回国連婦人の地位委員会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性活躍加速のための重点方針 2016 策定」</li> <li>「ストーカー行為規制法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」（奈良県男共同参画計画（第 3 次））策定</li> </ul>
平成 29 年 (2017 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「働き方改革実行計画」策定</li> </ul>	

## 2. 統計データからみた広陵町の現状

(1) 少子高齢化の状況

(2) 家族・ライフスタイルの状況

(3) 就労の状況

(4) 政策・方針決定過程における男女共同参画の状況

○少子高齢化の状況（国勢調査）

○家族、ライフスタイルの状況

○就労の状況

○政策・方針決定過程における男女共同参画の状況      など



### 3. アンケート調査結果からみた広陵町の現状